

IPマネジメントレビュー

Intellectual Property Management Review



CONTENTS

■ 巻頭言		
・地方の知財活性化により知的財産の裾野を上げよう	日本弁理士会会長 伊丹 勝	02
■ 特別寄稿		
・裁判例で概括するエンターテインメント・スポーツビジネスとパブリシティ権 ～米国・韓国の最新状況紹介も兼ねて	のぞみ総合法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 結城 大輔	04
■ IPMR トピックス		
・「知的財産推進計画 2015」の概要について	内閣官房知的財産戦略推進事務局 参事官補佐 高橋 克	09
■ Column 知財の国際舞台から		
・(Vol.6) 蚊が運ぶもの	WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎	16
■ 企業から大学に来てわかったこと		
・(その2) 大学と企業の根本的な違い	国立大学法人北海道大学 産学・地域協働推進機構 特任教授・弁理士・一級知的財産管理技能士(特許専門業務) 寺内 伊久郎	18
■ 平成 26 年著作権法改正がもたらすインパクトを探る		
・(第2回) 法律で不足しているところを契約で補足できる技術を身につける	編集委員会 副編集委員長 田岡 孝紀	22
■ 知的財産権を巡る交渉セオリー		
・(第2回) 上手な情報共有・交渉の準備の仕方 ～お客様は何を求めている? 契約書修正を要求されたら・・・～	編集委員会 高橋さざり・松木 俊明	28
■ フリーコンテンツ時代の情報リテラシー		
・(Vol.1) 電話番号をお忘れなく	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授/日本音楽著作権協会(JASRAC) 理事 宮武 久佳	35
■ 重要知財判例評釈		
・(第2回) プロダクト・バイ・プロセス・クレームの技術的範囲を物同一説により解釈して、原則として明確性要件(36条6項2号)違反とし、当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能か、又はおよそ実際のでない場合のみ明確性要件を満たすとした事例〔ブラバスタチン上告審〕 最高裁平成27.6.5 平成24年(受)第1204号 特許権侵害差止請求事件	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 潮海 久雄	36
■ 知財の資格をビジネスに活かす!～音楽プロデューサーの現場から～		
・(第1回) 音楽業界における主役の交替、CDからコンサートへ	音楽プロデューサー 山口 哲一	48
■ IPMR ピックアップ		
・今、社会人に活用される「知財が学べる大学院 2016」 ～更なるスキルアップ、ネットワークの拡大、次なるステップアップに向けて～	編集委員会	52
■ セミナーインフォメーション		
・第18回定例研修『知財技能士のためのビジネス・デザイン～知財を核とした戦略立案～』レポート等	研修委員会	58
■ コラム「一期一会」		
・(第14回) 最高裁、特許無効と信じていたことは誘導侵害を否定する証拠にはならないと判決 故意侵害(3倍賠償)の否定にも重大な影響を与える恐れあり	米国特許弁護士 服部 健一	62
■ 中小企業のための知財関連情報		
・知的財産教育協会 中小企業センター 2015年度の活動概要について	副センター長 竹本 和広	66
■ 知財関連省庁からのお知らせ		
・模倣品・海賊版対策の相談業務 年次報告のご紹介		68
・平成27年改正不正競争防止法の概要		70
・知的財産教育協会からのお知らせ、知財関連情報		74
・編集委員会より		77